17

準移動等円滑化経路

■基本的な考え方

高齢者や車椅子使用者等が、共同住宅を円滑に利用するためには、道等から住戸までの経路について、 段差を解消し、安全かつ円滑に通行できるようにする必要がある。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
準移動等円滑化経路	①道等から各住戸までの経路のうち、1 以上を準移動等円滑化経路としているか	条 20	3階かつ 500 ㎡ 以上 1,000 ㎡ 大スは 1,000 ㎡ 以上
	【①で「適」の場合に記載】		
	②準移動等円滑化経路上には階段又は段を設けないこと (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く)	別 10-1	
滑	【ただし、以下のいずれにも該当する場合は、垂直方向の移動に限り免除する】		
経路	・床面積の合計が 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満かつ、3階以下の共同住宅の場合	条 20-1-1 ただし書き	
	・道等から住戸の総数の1割以上(切り上げ)の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっている場合	条 20-1-1 ただし書き	
	①幅は80cm以上であるか	別 10-2-1	
出	②戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	別 10-2-2	
	③屋外に面する出入口に庇又は屋根を設置しているか (ただし、アーケードに面する等の場合を除く)	別 10-2-3	
	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別10-3-1	
	②幅は120cm以上であるか	別 10-3-2	
廊下等	③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	別 10-3-3	
₹	④戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	別 10-3-4	
	⑤末端付近は車いすの転回に支障のない構造となっているか	別 10-3-5	
	①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	別 10-4-1	
傾斜路	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 10-4-2	
	③前後の廊下等と色の明度等で識別しやすいか	別 10-4-3	
	④幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	別 10-4-4	
	⑤勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	別 10-4-5	
	⑥高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	別 10-4-6	

		関連条項	対象規模
	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・車いす使用者用駐車施設の ある階、地上階)に停止するか	別 10-5-1	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	別 10-5-2	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	別 10-5-3	
	④乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	別 10-5-4	
	⑤かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	別 10-5-5	
エレベ	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	別 10-5-6	
ハータ	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	別 10-5-7	
 及	⑧かご内に戸の開閉を確認できる鏡を設置しているか	別 10-5-9	
ひその	⑨出入口には、利用者感知し、閉鎖を自動制止する装置を設置しているか	別 10-5-10	2000 m
乗降	⑪かご内に手すりを設置しているか	別 10-5-11	以上
エレベーター及びその乗降ロビー	③不特定かつ多数の者が利用し又は主として視覚障害者が利用する建築物であるか	別 10-5-8	
	【以下(1)~(3)は、⑪で「該当」の場合に記載】		
	(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	別 10-5-8-7	
	(2)かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等(文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するもの)により、視覚障がい者が円滑に操作できる構造となっているか	別 10-5-8-1	
	(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	別 10-5-8-ウ	
结	①準移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 を設置しているか	別 10-6	- 3階かつ 500 ㎡
殊な	【以下は、①でエレベーター等の設置が「有」の場合】		
構造	②エレベーターを設置しているか	県告示	
その他の昇降機特殊な構造又は使用形態のエ	(1)段差解消機の基準(平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第七号)に適合 しているか	県告示	以上 1,000 ㎡ 土港
昇態	(2)かごの幅は70cm以上、かつ奥行きは120cm以上であるか	県告示	未満 又は
レベ	(3)かごの奥行きと幅は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更す る必要がある場合)	県告示	1,000 ㎡ 以上
J 夕	③エスカレーターを設置しているか	県告示	
1	(1)車いす使用者用エスカレーターの基準(平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書き)に適合しているか	県告示	

	内 容	関連条項	対象規模
	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 10-7-1	3階かつ 500 ㎡ 以上 1,000 ㎡ 末満 又は 1,000 ㎡ 以上
	②段があるか	別 10-7-2	
	【以下(1)~(3)は段が「有」の場合に記載】		
	(1)手すりを設けているか	別10-7-2-7	
	(2)踏面端部とその周囲は色の明度等で識別しやすいか	別 10-7-2-1	
	(3)段はつまづきにくいものか	別 10-7-2-ウ	
	③傾斜路があるか	別 10-7-3	
	【以下(1)、(2)は傾斜路が「有」の場合に記載】		
敷地内の通路	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下 の傾斜部分は免除)	別 10-7-3-7	
の通	(2)前後の通路と色の明度等で識別しやすいか	別 10-7-3-イ	
路	(3)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	別 10-7-3-ウ	
	(4)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	別10-7-3-エ	以上
	(5)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は免除)	別 10-7-3-オ	
	④区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	別 10-7-4	
	⑤戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差なしか	別 10-7-5	
	⑥通路を横断する排水溝の溝ふたは、つえ、車いすの車輪等が落ちないものとなっ ているか	別 10-7-6	
	⑦地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記①~⑤は車寄せから建物出入口までを整備)	別 10-7-本文	

■ バリアフリー整備基準の解説 ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

条…県条例

項目		参照条文等
①準移動等	●道等から共同住宅の各住戸までの経路は、そのうち 1 以上を準移動等円滑化経路	条20-1
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	● 世頃寺から共同任七の台任戸よどの経路は、そのプラー以上を学物勤寺门有礼経路 とすること。	₩20-1 【図1】
(段の禁止)	●準移動等円滑化経路上に階段又は段が生じる場合には、傾斜路やエレベーター等を 設置すること。ただし、以下に該当する場合を除く	条-別表第10
	✓ 地上階又は直下階のみに住宅がある場合や地上階又は直上階のみに住宅がある場合は除く。	
	✓ ただし、床面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満、かつ階数が4未満の共同住宅において、地上階(通常は1階)に設ける住戸総数の 1 割以上の住戸への経路が、準移動等円滑化経路となっている場合は、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置を免除する。【新設】	
(移動等円滑 化経路の適 用)	●居住者が共用で利用する集会室(利用居室)、便所(車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用簡易型便房を備えたもの)、及び車椅子使用者用駐車場を設けた場合は、 令第18条第1項に掲げる経路を移動等円滑化経路に適合させること。	
	●準移動等円滑化経路は「概要編⑤建築物移動等円滑化基準」移動等円滑化経路の 〔経路①〕の利用居室を住戸に読み替えて適用すること。	
出入口	●「02 出入口」の移動等円滑化経路①②⑤におけるバリアフリー整備基準とバリアフリー整備基準の解説に掲げるものとすること。	条-別表第10
廊下等	●「03 廊下等」のバリアフリー整備基準・一般基準①とバリアフリー整備基準の解説に 掲げるものとすること。	条-別表第10
	●「03 廊下等」のバリアフリー整備基準・移動等円滑化経路⑤~⑧とバリアフリー整備 基準の解説に掲げるものとすること。	
傾斜路	●「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」のバリアフリー整備基準・一般基準 ①、②、④とバリアフリー整備基準の解説に掲げるものとすること。 ●「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」のバリアフリー整備基準・移動等円 滑化経路⑦~⑨とバリアフリー整備基準の解説に掲げるものとすること。	条-別表第10
エレベーター 及びその	●「06 エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路①~⑩、⑬におけるバリアフリー整備基準とバリアフリー整備基準の解説に掲げるものとすること。	条-別表第10
乗降口ビー	●エレベーターの基準が適用されるのは床面積の合計が2,000 m以上の場合であること。	
特殊な構造 又は使用形 態のエレベー	●「07 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」の移動等円滑化経路①~③におけるバリアフリー整備基準とバリアフリー整備基準の解説に掲げるものとすること。	条-別表第10
ター等	●知事が定める特殊な構造又は利用形態のエレベーターその他の昇降機とは、平成 18年国土交通省告示第一に定めるものと同一であること。	
敷地内の通 路	●「12 敷地内の通路」の一般基準①~③におけるバリアフリー整備基準とバリアフリー整備基準の解説に掲げるものとすること。	条-別表第10
	●「12 敷地内の通路」の移動等円滑化経路②~⑥におけるバリアフリー整備基準とバリアフリー整備基準の解説に掲げるものとすること。	
	●「地形の特殊性」とは、急傾斜地に建つ場合等をいい、このために高齢者、障がい者等が徒歩により道等から建築物に到達することが困難であるが、車で車寄せまで乗り入れることができる場合に適用できる。	

● 参考図 ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

図 1 共同住宅における建築物移動等円滑化経路と準移動等円滑化経路の例

EV 設置免除の場合

床面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満、かつ 3 階以下であり、全住戸の 1 割以上の住戸への経路が、地上階 において準移動等円滑化経路となっている場合

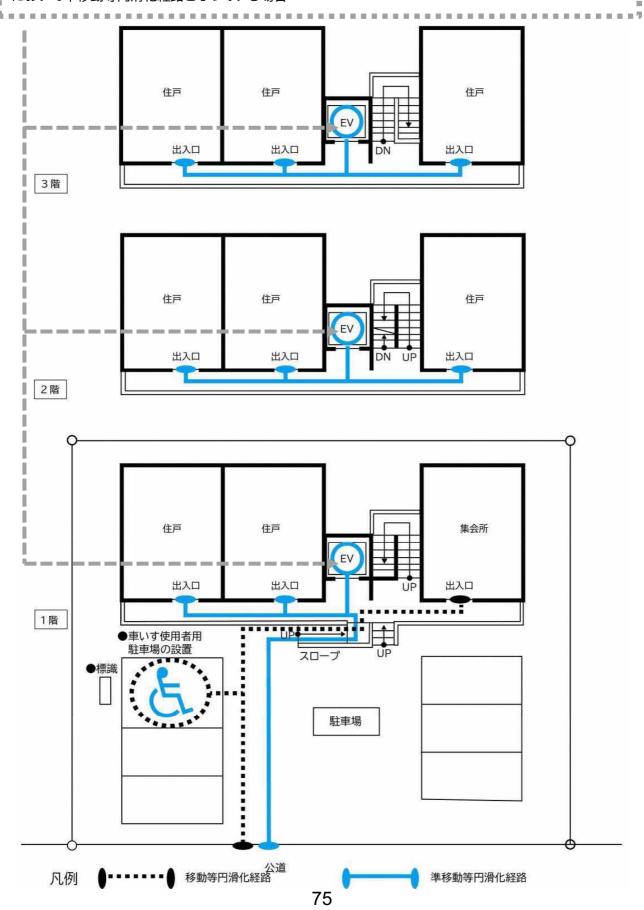


図2 共同住宅における準移動等円滑化経路の適用範囲

